活力みなぎる緑の郷土

広報

中標津

No.555 なかしべつ

開陽台より街を見つめて

2009 平成21年 3

発行／中標津町役場
〒086-1197　北海道標津郡中標津町丸山２丁目22番地
総務部総務課情報化推進・広報調査係
TEL0153-73-3111　FAX0153-73-5333

中標津町ホームページ
ＵＲＬ　http://www.nakashibetsu.jp/
メール　nakasi-t@aurens.or.jp
携帯サイト　http://j.nakashibetsu.jp/

しべつ祭り

間、しるべっと広場を会場に
が開催されました。
催でしたが、各イベントには
盛り上げました。
べり台」は、常に長蛇の列が

第34回 なか冬まつり

2月7日(土)～8日(日)の2日間「第34回なかしべつ冬祭り」が開催。2日目は雪の降る中での開催となりましたが、多くの方が参加し、まつりを盛り上げました。子供たちに一番人気の「大すべり」は、長蛇の列ができていました。

平成21年10月
公的年金からの町道民税の特別徴収（天引き）制度が始まります

現在、公的年金を受給されており町道民税の納税義務のある方は、年３回、役場や金融機関などに出向き町道民税を納めています。今回の制度導入により、町道民税が公的年金から特別徴収（天引き）されることになり、年金の支払いをする社会保険庁などが直接、市町村に町道民税を納めるようになりますので、対象となる方は基本的に金融機関に出向く必要がなくなり、納める手間と１回の納める税額が軽減されます。

なお、この制度はこれまでの納付方法を変更するもので、新たな税負担が生じるものではありませんので、ご理解をよろしくお願いします。

○対象となる方

町道民税の納税義務のある方で、65歳以上（４月１日現在）の公的年金受給者のうち、年額18万円以上の老齢年金や退職年金等を受給している方が対象になります。

※ただし、次の方は対象になりません。

- 町道民税がかからない方（非課税の方）
- 公的年金等に係る所得に対する税額が生じない方
- 老齢年金等の年額から所得税と介護保険料を控除した額が町道民税額より少ない方

○対象となる年金等

老齢基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金等です。
（遺族年金、障害年金等の非課税年金は含まれません。）

○実施時期

平成21年10月分の年金から

○特別徴収（天引き）する税額

公的年金等の所得に係る分の町道民税です。（給与所得など公的年金以外の所得のある方は、その分の町道民税を別に納めることになります。）

６月に役場から納税通知書により税額をお知らせします。

所得税の確定申告は、３月16日〈月〉まで

お早めに税務署まで提出してください。

なお、この期日まで中標津町役場税務課では申告書の書き方がわからない方のために申告相談会場を設けていますので、どうぞご相談ください。

◆申告相談会場　中標津町役場１階101号会議室　8：30～17：00まで受け付けします。

○納付の方法

(1) 平成21年度及び初めての年度

納付月	―	6月	8月	10月	12月	2月
納付方法	―	納付書により納付	納付書により納付	特別徴収（年金からの天引き）	特別徴収（年金からの天引き）	特別徴収（年金からの天引き）
税額	―	年税額の4分の1	年税額の4分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1	年税額の6分の1

(2) 翌年度以降

納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付方法	仮特別徴収	仮特別徴収	仮特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収
税額	前年度後半の額の3分の1	前年度後半の額の3分の1	前年度後半の額の3分の1	年税額から年度前半分を差し引いた額の3分の1	年税額から年度前半分を差し引いた額の3分の1	年税額から年度前半分を差し引いた額の3分の1

※税額の端数処理により、課税月の税額が均等にならない場合があります。
※給与所得など公的年金以外の所得のある方は、その分の町道民税額を別に納めることになります。

〈 例えば、年税額が60,000円のAさんの場合 〉

これまでは、年3回に分けて納付でしたが、

納付月	―	6月	8月	10月	―	―
納付額	―	20,000円	20,000円	20,000円	―	―

初年度目は、年5回に分けて納付になり、

納付月	―	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	―	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円

翌年度以降は、年6回に分けて納付になります。

納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円

※上記の例は、年税額が2年とも60,000円の場合で仮定していますので、実際は個人の年税額によって納付額が変わります。

軽自動車の登録について

軽自動車を譲渡したり、未使用になっている方は、名義変更や登録抹消の手続きを行ってください。
手続きが行われないと、4月1日現在の登録状況で引き続き課税されます。

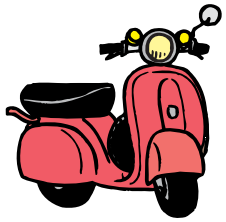

◆手続き先
- 軽自動車(釧路ナンバー) → 釧路軽自動車協会 TEL0154-51-0745
- 二輪小型(釧路ナンバー) → 釧路陸運支局 TEL0154-51-2521
- 原動機付自転車、小型特殊自動車(中標津町ナンバー) → 役場税務課

◎お問い合わせは、税務課住民税係(内線211、209)まで。

町立病院からのお願い

◆内科外来受診に際してのお願い◆

町立病院の内科外来は、昨年７月から医師の退職等により外来診療の一部を制限した診療を行っていますが、新年度以降においても内科常勤医師の増員は非常に厳しい状況となっています。

このため、現在の一部を制限した診療体制を今後も引き続き行いますので、以下の事について皆さんのご理解とご協力をお願いします。

内科外来受診制限内容

・町外の初診(予約外)患者さんは、**地元の病院・診療所からの紹介状が必要**となります。
・町内の患者さんについても、**予約外の患者さんの午後受付はお受けできません。**

◆診療時間内の受診に際してのお願い◆

地域医療充実の重要な要素は、医療スタッフ、なかでも医師の確保と地域への定着です。

他の地域の自治体病院の例に見られるように、**一旦、医師の立ち去りが始まると歯止めがかからず地域の医療は崩壊の危機に直面します。**

町立病院は地域住民の皆さんの負担と協力で成り立っています。医師確保・定着化に向けて今まで以上のご理解とご協力をいただき、町立病院を共に守り育てていくことが安心して住みやすいまちづくりには重要と考えています。

町立病院の受診に際しては、通常の診療時間内(初診は午前11時まで)に受診いただくことが医師、医療スタッフの負担を軽減することにつながりますのでよろしくお願いします。

◆救急外来受診に際してのお願い◆

救急外来は、緊急に治療が必要な重症の方々を診るためのもので、時間外診療ではありません。

町立病院の救急外来は、医師１名と看護師２名が当直勤務し、さらに放射線技師・検査技師・薬剤師なども待機し緊急の呼び出しに備えています。また各科の医師も緊急呼び出しに対応できるよう待機の体制をとっています。

しかし、実際の受診をみてみると、「日中は仕事で来られなかった」、「日中は待ち時間が長いから」、「前から腰が痛いが薬がない」などの理由で時間外にかかる方が少なくありません。このような方の受診が増えると、医師・医療スタッフに過大な負担がかかるようになります。その結果、重症患者への対応が遅れたり、過労により翌日の診療に支障をきたす等の弊害が起き、ひいては救急医療そのものの存続を危うくします。

緊急性のない方、軽症の方は平日の診療時間内に受診していただくというのが原則となります。

いざという時、だれもが安心して医療を受けられるには、町民の皆さんが救急外来の目的をよく理解して受診することが大事です。

幸い時間外受診者は昨年より少し減少しており、町民皆さんのご理解とご協力が進んだ結果だと思われますが、より一層のご協力をお願いします。

問い合わせは、町立中標津病院医事課☎72-8200まで。

……皮膚科外来診療体制変更のお知らせ……

皮膚科外来の診療体制が新年度(４月１日)から常勤医師１名体制となるため、**平成21年３月23日(月)から診療日、受付時間が変更**となります。

患者さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

※平成21年３月23日以降の皮膚科診療体制表

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
午前	診療	診療	休診	診療	診療
	小池・出張医	小池・出張医		小池	小池
午後	診療	診療	休診	休診	診療
	小池・出張医	小池・出張医			小池(出張医)
15:30～16:30	児童・学生 完全予約外来	児童・学生 完全予約外来			

受付時間：午前の部　８時30分から11時まで(自動再来受付機は７時45分から稼働)
　　午後の部　12時から15時30分まで**(但し、金曜日は14時30分まで)**

※但し、休診日や受付時間終了後であっても、急患の場合は診療可能な場合もありますので、皮膚科外来までお問い合わせください。

詳しくは、町立中標津病院医事課☎72-8200まで。

はじめましょう 介護予防

中標津町地域包括支援センターでは、高齢者の方が要支援・要介護状態にならずに、元気で活動的な生活を続けることができるよう、楽しく・無理なく運動する機会として『足腰年齢を若く元気に』をテーマに運動や体操などを月２回、３ヶ月単位で行っていきます。

平成21年度は下記の日程で行いますので、みなさんの参加をお待ちしています。

＜日　　時＞　毎月第２・４月曜日（祝日の場合は水曜日）
13時30分～15時
＜場　　所＞　総合福祉センター（プラット）　三世代交流室
＜参加対象＞　町内在住のおおむね65歳以上の方で、**１コース（６回）すべて参加できる方**
＜定　　員＞　各コース30名ずつ
＜参 加 費＞　無料
＜そ の 他＞　動きやすい服装で、汗拭きタオルや飲料水があるとよいでしょう

１コース目　４～６月　らくらく体操（昔の筋力を取り戻す体操）
講師　新田　美枝子　さん

２コース目　７～９月　演歌ビクス（曲に合わせて体を動かします）
講師　川村　恭子　さん

３コース目　10～12月　演歌ビクス
講師　川村　恭子　さん

４コース目　１～３月　らくらく体操
講師　新田　美枝子　さん

注意

より多くの方に参加してもらえるように、参加は原則１人１コースまでとさせていただきます。ただし、参加人数が定員に満たない場合は、他のコースへの参加も可能です。

申し込み方法

- 下記まで電話にて氏名・年齢・電話番号をお知らせください。
- １コース目の締め切りは４月10日（金）17時まで。
- ２コース目以降は随時、広報紙インフォメーションでお知らせします。

お問い合わせ・申し込み先

中標津町地域包括支援センター（役場内）
TEL 73-3111（内線254・255）

１コース目の日程

【４月】13日、27日
【５月】11日、25日
【６月】　８日、22日

こんなときは国民年金の手続き（種別変更）が必要です！

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入することになっています。

加入の種類（種別）は、

第１号被保険者　自営業者や学生など
第２号被保険者　厚生年金や共済組合の加入者
第３号被保険者　第２号被保険者に扶養されている配偶者（収入が一定額を超えない人）

の３種類に区分されています。ご本人や配偶者の就職・転職、結婚などで国民年金の加入の種別が変わることがあり、下記の表のように、種別変更等の手続きが必要となる場合があります。

手続きをされなかった場合は、病気やケガで障がいが残ったときや、死亡した場合の障害年金・遺族年金を受け取ることができなくなる場合もありますので、必ず手続きをしてください。

こ　ん　な　と　き	被保険者の種別	手 続 き 先
学生やフリーターなど、厚生年金や共済組合に加入していない方が20歳になったとき	未加入　→　第１号	市町村の窓口
第２号被保険者に扶養されている配偶者が20歳になったとき	未加入　→　第３号	配偶者の勤務先
配偶者が就職して第２号被保険者になり、その第２号被保険者に扶養されるようになったとき	第１号　→　第３号	配偶者の勤務先
第２号被保険者が60歳になる前に、会社などを退職したとき	第２号　→　第１号	市町村の窓口
第２号被保険者である人が会社などを退職し、第２号被保険者である配偶者に扶養されるようになったとき	第２号　→　第３号	配偶者の勤務先
第２号被保険者（配偶者）に扶養されていた人で、その配偶者が退職したとき	第３号　→　第１号	市町村の窓口
年金受給資格がある第２号被保険者（配偶者）が65歳になり、その配偶者に扶養されていた人が60歳未満のとき		
パート収入が130万円を超えたときなど、配偶者の扶養から外れるようになったとき		

詳しくは、釧路社会保険事務所TEL 0154-22-5810または保険年金課年金係（内線236）に問い合わせください。

広報中標津に広告
町ホームページにバナー広告を掲載しませんか！

◆掲載できないもの

①スポンサーの代表等の写真　②意見広告に関するもの　③選挙に関するもの　④政党、政治団体、宗教に関するもの
⑤個人、法人の名刺広告　⑥医療法、医事法、薬事法などの法律、医薬品適正広告基準などの法令に抵触するもの
⑦貸金など、いわゆる「町の金融」に関するもの　⑧商品穀物取引またはこれに類するもの
⑨風俗営業等の規制及び適正化などに関する法律に定める営業広告
⑩宅地建物取引業法による免許を受けていない業者のもの
⑪民事再生法及び会社更生法による再生更生手続中の業者のもの　⑫町税を滞納している業者のもの
⑬その他町長が掲載を不適当と認めたもの

◆広告主の範囲と対象

・町内に事業所等を有する事業者及び町内で活動している団体
・その他広告主として妥当であると町長が認めたもの

◆広告の規格と掲載料

広報中標津

規　　格	刷 色	掲載料
全枠（縦５cm×横18cm）	カラー	10,000円
半枠（縦５cm×横９cm）	カラー	5,000円

ホームページ

規　　格	形 式	掲載料
１枠（縦40ピクセル×横160ピクセル、10Kバイト以内）	ＧＩＦ	7,000円

※ホームページの掲載は、１ヶ月単位です。

◆広告掲載の方法

広告を掲載する順位は、受付順を基本とします。ただし、公共性の高い広告については、この限りではありません。

◆広告掲載の位置・枠数

【広報中標津】広報紙の紙面で町が指定した位置とし、一度に掲載できる広告は、縦10cm、横18cm（半枠４個分）までとします。ただし、公募枠を上回る応募があった場合において、町長が認めるときはこの限りではありません。

【ホームページ】町ホームページのトップページに７個のバナーを用意しています。バナーの掲載順序は、システムによりアクセスの都度ランダムに入れ替わります。

◆申込方法

広告の掲載を希望される方は、「中標津町広報紙広告掲載申請書」「中標津町ホームページ広告掲載申請書」を下記担当まで提出してください。

※申し込みの受け付けは、随時行っています。

問い合わせ・申し込みは、総務課情報化推進・広報調査係（内線317・390）まで。

大地みらい信用金庫

この街を応援しています。

中標津支店　支店長　谷川　正弘

標津郡中標津町東3条北1丁目2番地4
http://www.daichimirai.co.jp

健康いちばん

新入園・新入学の前に、予防接種はお済みですか？

中標津町保健センター　保健師　田　中　典　子

少しずつ春の足音が聞こえ、お子さんのいる家庭では四月からの入園・入学の準備で何かとお忙しい頃かと思います。今回は、その準備のひとつとして、ぜひ「予防接種」も加えてください。

子どもは成長するにつれて、行動範囲がどんどん広がり、人と接する機会も増えていきます。特に、初めて保育園や幼稚園に入園を予定しているお子さん、小学校へ入学するお子さんは、今までの生活よりもぐんと行動範囲が広がり、さまざまな感染症にかかる危険性が高くなるため注意が必要です。

そこで、免疫力をつける「予防接種」の出番です。予防接種を受けることで、病気に対する抵抗力をつけて発病を予防したり、症状を軽くしたりすることができます。入園・入学前のこの時期に、予防接種の確認と、済んでいなければ早めの接種をお勧めします。

●保育園・幼稚園へ入園するお子さん

お子さんの年齢に合わせて、受けられる予防接種を一つでも多く済ませておきましょう。特に、一歳を過ぎたら第一期の麻しん風しん混合ワクチンは早めに受けましょう。（二歳からは有料となります。）

三歳以上のお子さんは、定期接種が全て済んでいるかを確認しましょう。また、病気にかかっていなければ、任意のみずぼうそうやおたふくかぜの予防接種もお勧めします。

●小学校へ入学するお子さん

第二期の麻しん風しん混合ワクチンを受けましょう。平成二十年十二月末現在で接種率五三・三％とまだ約半数の方が受けていません。三月末までに忘れずに受けましょう。

麻しん風しんの予防接種は、昨年から中学一年生と高校三年生の方にも五年間に限り実施することになりました。春に各学校で予防接種を行いましたが、受けられなかった方は医療機関で受けましょう。

なお、麻しん風しんの予防接種は、対象となる方が無料で受けられるのが三月末までになりますのでご注意ください。

予防接種は、既往歴などから注意を要する場合や副反応の心配などもありますので、かかりつけの医師と相談しながら受けましょう。また、保健センターでは、どこで予防接種が受けられるか、どのようにして受けたらよいかなどのご相談を随時受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

『元気で長生き』No.6

～今のうちから介護予防をはじめましょう～

冬の間は、外出の機会も減って運動不足になりがちです。

ちょっとの段差でつまずいたり、お風呂場ですべってしまったなど、誰でも経験があると思いますが、そんな時、バランス力があれば転ばずに体勢を立て直すことができるのです。

バランス力を高め、転びにくい体づくりをしましょう。

相談・問合せ先
地域包括支援センター（内線254･255）
（福祉介護課介護支援係）

ちょこっと介護予防
◎かんたんバランス向上運動

○横歩き

①やや足を開いて自然に立つ。
②右足を左足の前に交差して運ぶ。
③左足を運び、①の体位になる。
④右足を左足の後ろに交差して運ぶ。
⑤左足を運び、①の体位になる。

◇足を替えて行い、もとの位置に戻る。

☆３往復くらい行い、慣れてきたら回数を増やしてみましょう。

◇注意：つまずかないように、ゆっくり行いましょう。

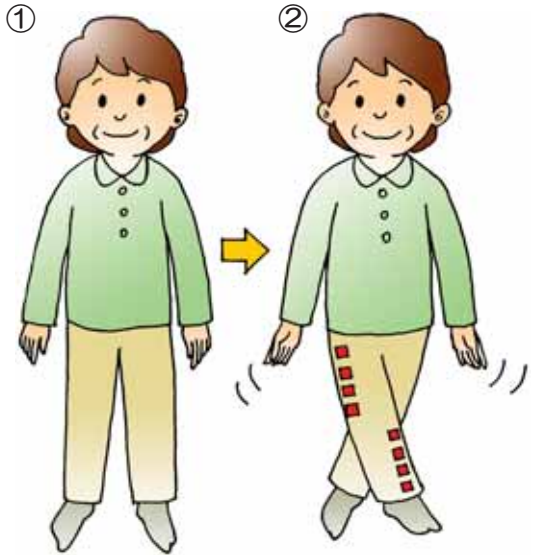

や給付を行う段階ではありませんので、被害の未然防止に努めてください。
　また、そのような電話がありましたら、中標津町定額給付金事業実施本部（役場内）までご相談、ご連絡ください。

休日公証相談の実施について

　釧路公証人役場では、休日公証相談を下記のとおり実施します。

日　　時　３月15日（日）９時～16時
場　　所　釧路公証人役場
　釧路市末広町７丁目２番地
　金森ビル１階
相談内容　遺言、相続、任意後見、お金の貸し借り、賃貸借、離婚に伴う養育費・慰謝料・財産分与、年金分割等
相談方法　面談または電話
相 談 料　無料
申込方法　面談による相談を希望される方は、３月13日（金）までに電話予約をお願いします。
　電話による相談の方は、当日直接連絡願います。

　申し込み、問い合わせは、釧路公証人役場☎0154-25-1365まで。

平成２１年度国家公務員採用試験について

　人事院では、平成21年度中に次の採用試験を行う予定です。

大学卒業等程度
・国家公務員採用Ⅰ種試験
・国税専門官採用試験
・労働基準監督官採用試験
・国家公務員採用Ⅱ種試験
・法務教官採用試験
・航空管制官採用試験

高等学校卒業程度
・国家公務員採用Ⅲ種試験
・刑務官採用試験
・入国警備官採用試験
・皇宮護衛官採用試験
・航空保安大学校学生採用試験
・海上保安学校学生採用試験（特別）
・海上保安学校学生採用試験
・海上保安大学校学生採用試験
・気象大学校学生採用試験

問い合わせ先
　人事院北海道事務局第二課試験係
　☎011-241-1248
※募集情報はホームページでもご覧になれます。
・採用情報ナビ
　http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm
・人事院北海道事務局ホームページ
　http://www.jinji.go.jp/hokaido/

「らくらく体操教室」を開催します

　いつまでも元気で暮らしていただけるように、介護予防のための実技指導を下記のとおり実施します。

日　　時　３月23日（月）
　13時30分～15時
場　　所　総合福祉センター
　三世代交流室
講　　師　新田　美枝子　氏
　（らくらく体操普及員）
参加対象　町内在住の65歳以上の方
定　　員　20名
申込締切　３月19日（木）17時まで
　電話で氏名・年齢・電話番号をお知らせください。
参 加 費　無料
そ の 他　動きやすい服装でご参加ください。
　なお、汗拭きタオル・飲料水があるとよいでしょう。

　申し込みは、中標津町地域包括支援センター（福祉介護課介護支援係）まで。

ごみ収集のお知らせ

　祝日におけるごみ収集等は、次のとおりとなりますのでお知らせします。

３月20日（金）
・ごみ収集、一般廃棄物最終処分場ともに休み

　詳しくは、生活課環境衛生係まで。

こころの健康づくり講演会のお知らせ

　「うつ病」「依存症」という病気を知っていますか？
　うつ病はとても一般的な病気で、誰でもかかる可能性があります。「眠れない」「疲れやすい」「頭痛・肩こり」はうつのサインかも知れません。
　依存症は行動等がコントロールできなくなり、さまざまな問題をひき起こす心の病気です。
　うつ病や依存症を正しく理解し、自分を、大切な人を守りましょう！

日　　時　３月17日（火）18時～20時
場　　所　別海町マルチメディア館
講　　師　医療法人北仁会　石橋病院
　院長　白坂　知信　氏
申込期日　３月12日（木）
※当日参加も可能です。

　問い合わせ、申し込みは、中標津保健所健康推進課☎72-2168まで。

看護師・助産師修学資金貸付募集について

　平成21年度修学資金の貸付者の募集をしています。

募集人員　２人
締切期日　３月13日（金）
貸 付 額　月10万円
貸付条件　資格取得後町立中標津病院に４年以上勤務

　申し込み・問い合わせは、町立中標津病院管理課☎72-8200まで。

広報からのお知らせ

　広報中標津では、偶数月に各種団体・学校などの活動を紹介するコーナー「みんなの広場」に掲載する記事を募集しています。
　皆さんの取り組んでいる活動などを町民の皆さんに紹介してみませんか？
　詳しくは、総務課情報化推進・広報調査係まで。

社会保険事務所相談所開設日のお知らせ（☎0154-61-6000）
日時／３月17日（火）13時～17時
　３月18日（水）９時～11時30分
場所／中標津経済センター（なかまっぷ）

事前相談受付中（AM10:00～PM5:00）
「後悔の無いお葬式をするために」
◆お葬式のガイドブックの無料配布をしています
経済産業大臣認可全葬連イフ共済加盟店
全国儀式サービスネットワーク加盟店
もりたセレモニーホール
中標津町東24条北6丁目　TEL（0153）73-1800

保健センターからのお知らせ

申込・問合せ先
中標津町保健センター
TEL72-2733

ウォーキングで健康を！

景色を楽しみつつ仲間と歩いて心地よい汗をかきませんか。

「中標津町歩こう会」では毎月１回、１時間程度、例会として公園などを歩いています。

森林公園の花見、開陽ロードウォーク、バス研修旅行、ゆめの森公園散策などを予定しています。

興味のある方は是非、一緒に歩きましょう！

対　　象　町民の方
年 会 費　1,000円

申し込み、問い合わせは、中標津町歩こう会（会長：澤田正人TEL73-3537）まで。

３月は町税・各種使用料・負担金等の滞納整理強調月間です

町税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、下水道受益者負担金、上下水道使用料、町営住宅使用料、保育料、給食費、医療費等各種収納金の納め忘れはありませんか？

３月は町税等各種収納金の決算期です。もう一度お手元の各納付書をお確かめのうえ、お忘れの方は早急に納めましょう。

土曜日や日曜日、夜間も各担当職員が徴収にお伺いすることがありますので、ご協力をお願いします。

納付書を紛失された方、納税、納付について相談のある方は各担当係までご連絡ください。

収納向上推進室納税係（内線 208）
保険年金課保険税係（内線 234）
保険年金課後期高齢者医療係（内線 239）
福祉介護課介護保険係（内線 252）
上下水道課業務係（内線 245）
管理課住宅係（内線 332）
町立中標津保育園（TEL72-2376）
給食センター（TEL72-2673）
町立中標津病院医事課（TEL72-8200）

現在、滞納の早期解消のため納税相談を行っています。連絡のない方については、滞納処分や「釧路・根室広域地方税滞納整理機構」への引き継ぎの対象となります。

【町税等収納向上対策推進本部】
事務局：収納向上推進室納税係

～町税等各種収納金の納付は口座振替で～
納期限を過ぎた税は「滞納」です。

３月は道税の納税推進強調月間です

根室支庁では、３月を『納税推進強調月間』として、財産の差押えなどの滞納処分に積極的に取り組みます。

税金は、住み良い地域社会をつくるための貴重な財源です。みなさんの暮らしを支える道税の納税にご協力ください。

【３月の夜間納税窓口】
日　　時　３月26日（木）20時まで
場　　所　根室支庁税務課

詳しくは、根室支庁税務課納税係TEL0153-24-5466まで。

育英資金の利用者を募集します

教育委員会では、平成21年度の育英資金の利用者を募集します。利用者の資格は、町民の方で高等学校以上の教育を受けようとする方です。

貸付額（年額）
高等学校　12万円以内
高　　専　18万円以内
大学・短大・専修学校　24万円以内
※成績証明書、在学証明書などが必要です。

申込期間
３月12日（木）～４月24日（金）
申請書類は教育委員会にあります。

なお、貸付決定は育英資金運営委員会による審査後となります。

申し込み、問い合わせは、教育委員会企画総務課総務係まで。

石綿健康被害に対する特別遺族給付金について

石綿による健康被害の救済に関する法律が一部改正され、特別遺族給付金の請求期限が平成24年３月27日までに延長され、支給対象が平成18年３月26日までに亡くなった労働者の遺族の人へと拡大されました。

詳しい内容や請求手続きなどについては、北海道労働局労災補償課TEL011-709-2311まで。

労働保険の年度更新時期が変わります!!

平成21年度から**労働保険の年度更新時期が**、社会保険の算定基礎届の提出期間と統一され、従来の４月１日から５月20日までから、**６月１日から７月10日までに変わります**。

なお、労働保険料の算定対象期間は、従来どおり４月１日から３月31日に変更はありません。

年度更新申告書は、６月初旬に郵送されます。

問い合わせは、北海道労働局総務部労働保険適用室TEL011-709-2311または最寄りの労働基準監督署まで。

ほくでん停電情報サービスのお知らせ

停電発生時に専用フリーダイヤルへお掛けいただきますと、無料で現在の停電地域などの情報を音声メッセージによりお知らせする「ほくでん停電情報サービス」を実施しています。

専用フリーダイヤル0120-547-121（24時間対応）
※数分程度の短時間停電については、サービスの対象外となります。
※停電発生から音声メッセージによるお知らせまでには、若干の時間を要する場合があります。

また、通信システムの緊急メンテナンスなどにより、一時的に停電情報の更新が出来なくなる場合がありますので、ご了承願います。

問い合わせは、北海道電力㈱釧路支店お客さまセンターTEL0154-23-1112まで。

定額給付金の給付を装った「振り込め詐欺」にご注意！

定額給付金を装う不審電話が全国で相次いでいます。その代表的な手口は、市町村の職員を名乗る犯人が「定額給付金を振り込みます」という電話をかけ、相手から口座番号を聞き出そうとするものです。

現在、定額給付金については、連絡

2月1日 スピードスケート大会

第三十二回中標津町スピードスケート大会（文化スポーツ振興財団主催）が運動公園で開催されました。

強風の吹く厳しい寒さの中での大会でしたが、幼児から大人まで約百三十人の町民が参加し、力強い滑りを見せていました。

2月5~10日 北方四島交流パネル展

二月七日の「北方領土の日」に合わせて、北方四島交流パネル展が総合文化会館町民ホールで開催されました。

このパネル展では、当町に訪れたロシア人島民が茶道や琴など日本の伝統文化を体験したり、学校やホームステイでの交流の様子を紹介しました。

また、二月七・八日に行われた「なかしべつ冬まつり」では、北方領土返還要求署名運動を行いました。

2月10日 感謝状伝達

「北方四島交流功労者知事感謝状」が計根別の志賀恵美子さんに伝達されました。

志賀さんは、平成十三年から北方四島交流事業のホームステイ受入ファミリーとして、これまでに北方四島在住のロシア人十四人を受け入れています。

その功績を称え知事感謝状が贈呈されました。

2月15日 福祉のつどい

「障がいのある人にも住みよい明るいまちづくり」を目的とした「第十七回中標津町福祉のつどい」が、総合福祉センターで開催されました。

会場では、各団体の作品展示・販売、点字・手話のミニ講座、大もちつき大会などが開催され、障がいのある人・ない人が共に理解を深めるなど、参加した皆さんは有意義な時間を過ごしていました。

平成21年 3 VOL.555
中標津 なかしべつ

※広報紙に掲載された写真をご希望の方は、総務課情報化推進・広報調査係までご連絡ください。

PRINTED WITH SOY INK TM
広報中標津は、環境保護のために100%植物油型インキ「ナチュラリス100」を使用しています。

ひとのうごき

1月31日現在住民登録人口

町の人口	24,185（＋5）
男	11,799（－9）
女	12,386（＋14）
世帯数	10,420（＋7）

（　）内は前月比

誕生	死亡	転入	転出
18人	16人	61人	58人